

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

サイドイベント

日にち：12月11日

Title: Development dividend: making the CDM work for developing countries

Organiser: IISD

<概要>

サイドイベントは、IISDによる”development dividend”の紹介で始まり、UNDPがCDMの能力構築に関してどのように取り組んでいるかを紹介した。次にホスト国のCDMに対する見通しと持続可能な開発への寄与という視点から、インドとコロンビアがそれぞれの国でどのような政策をとっているかを紹介した。最後にIETAの発表後、質疑応答を行った。

<IISD>

CDMは京都議定書12条において、GHGの削減を行うこと、プロジェクト実施国に持続可能な開発へ寄与することという2点が明記されている。どのようにしてこの2点を連携させていくかということが問題となる。

現在、両極に分散している利益を連携させること、関心を持ち続けさせること、CDMが今後どのように改良されていくのかを考慮していかなければいけない地点にある。それに対して、”development dividend”をホスト国にもたらすとともに、低いコストで排出削減を実行する投資国側のニーズを満たすことが必要である。“development dividend”とは、社会的、そして環境的利益をホスト国にもたらすことである。

これを実行するために、ホスト国・NGO・投資者・私企業などとの話し合いを通して、市場メカニズムを強化していく必要がある。CERの市場価格において、development dividendを考慮したプロジェクトを計画する際に、いくつかの手法が考えられる。例えば、持続可能な開発に寄与するようなプロジェクトを促進するために税のインセンティブを与えること、炭素基金のリストを評価すること、CDM政策をホスト国の政策に組み込むことなどがあげられる。

TERIとの協力の下、デンマークとノルウェーの各政府から資金援助を受けて行っている。

<UNDP>

UNDPは、CDMがホスト国へ持続可能な開発 - 技術移転や、FDIの促進、人材、そして多岐に渡る環境的利益 - をもたらす可能性があるということからCDM事業を促進している。また、気候変動への考慮を固化の意思決定に組み込むことも期待できる。それらを踏まえて、11カ国の途上国でCDMに関するプログラムを実施している。

UNDPがそれらのプログラムから得られたものとして、次のことがあげられる：多くの途上国においてCDMから得られる利益への期待がとても高いこと、基本的な情報や知識にギャップがあること、CDM実施のためにはホスト国のenabling environmentが必要不可

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

欠であること、“development dividend”が供給できるようになるにはある一定の時間や多くのプロジェクト実施を必要とすること、などである。

DNA がこれに対してできることは、:効果的な CDM 受け入れプロセスを設定すること、今まであったような DNA の構造や承認プロセスを利用し、実際のプロジェクトによって DNA 構造がうまく働いているかということをチェックすること、持続可能な開発への寄与のためのクライテリアを作成し実際にチェックしてみるなど、などがあげられる。

結論として以下のことがあげられる：CDM は開発メカニズムとしての可能性がある一方で、トランザクションコストの削減や受け入れ判断をするための時間を短期にするなど多くの変化が必要となること、ボトムアップのサポートは現在進行しているので、今度は標準化したアプローチを開発するなどトップダウン型のサポートが必要であること、全てのレベルに対して能力構築が必要になること。

<インド>

現在の CDM の課題として、環境統合とプロジェクト開発の促進とのバランス、プロジェクトポートフォリオと持続可能な開発への寄与という 2 つがあげられる。特に後者に関しては、持続可能な開発のクライテリアの定義が必要になること、HFC などのプロジェクトが持続可能な開発へ寄与するかということ、小規模 CDM と大規模プロジェクトの問題があげられる。持続可能な開発の定義に関しては、UNFCCC や京都議定書の中で定義がなされていないこと、国が対象としている持続可能性に見合うように各々の国がそれぞれのクライテリアがあるだろうということ、という問題がある。

インドの CDM の情報として、DNA が承認したプロジェクトは：再生可能エネルギーが 15 案件、エネルギー効率 6 案件、燃料代替が 2 案件、廃棄物関連、工業から各 1 案件である。

ユニラテラル CDM に関して、インドもいくつかの案件がある。ユニラテラル CDM は、CDM の地域分配を考慮すると非常に役に立つものであると考えられる。また、南南間での CDM は技術や資金を持っている途上国から、そうでない途上国への投資を促進させる効果がある。持続可能な開発を考慮した小規模プロジェクトの促進も期待できる。

<コロンビア>

コロンビアは CDM 実施のために、非常に明確な CDM 国内制度を構築した。2002 年から 2006 年にかけての国内開発計画 (National Development Plan: Law 813, 2003) において、エネルギー、交通、廃棄物、LULUCF などの幅広い分野における CDM 政策を確立した。

ある一定の CDM プロジェクトに対し、課税の控除も行う (Law 788, 2003)。社会的プログラムを含むもの、社会的投資があるもの、バイオマスプロジェクトなど、再生可能エネルギープロジェクト、そして新規技術の投入にかかる課税に限り 15 年間の控除を行う。

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

現在提案されている CDM 案件は 4 件：

Jepirachi 風力発電プロジェクト：現地のコミュニティに、水供給・教育の機会・雇用の促進など直接的な利益を与える。規模は、19.5MW。

Rio Amoya Run-of-River 水力発電プロジェクト：ミティゲーション、脆弱性、アダプテーションに対応する。地域のコミュニティに福祉、教育、生産活動などの直接的な利益を与える。規模は、80MW。

Trasmilenio 都市交通プロジェクト：メソドロジーパネルに提出された最初の交通プロジェクト。

Rio Frio Waste Water Treatment Plant Project：ミティゲーション、飲料水の改善、地域コミュニティへの利益があげられ、CO₂ と N₂O の削減が期待。

< IETA >

IETA 加盟団体は、CDM がホスト国の持続可能な開発に与える影響を考慮している。同時に費用対効果に見合う方法を模索している。

< 質疑応答 >

- ・ 先進国は CDM の投資の可能性のある国に対して事業を行おうとする。一方、気候変動の影響を最も受けやすい、そして気候変動には何の影響も与えなかったバングラデシュのような国に対しては、プロジェクトが行われるような気配はない。このような不条理な現実に対してどのように考えるか？どのように対応するか？
- ・ 技術移転を行うためには能力構築や制度の整備が必要である。
- ・ コロンビアは国内の CDM 制度がよく構築されていると見受けられるが、何らかの対策を採った結果か？

UNEP Riso と共同で研究を実施している。

以上

文責：(財)地球環境センター (GEC)